



改正景表法の課徴金への対応 - トクホ許可取り消しを題材に

執筆者: 福岡 真之介、桑形 直邦、森田 多恵子

1. 消費者庁によるトクホの許可取り消しと実態調査

トクホ(特定保健用食品)については、読者の方も日々の生活の中で目にしたり、購入されている方も多であろう。このトクホについて、先日、消費者庁は、業界団体を通じてメーカーなど 200 社に対して、全 1271 商品の関与成分量の検査結果を 1 か月以内に提出するように求めた¹。これは、大阪のサプリメント会社が販売したトクホの商品に実際に含まれる関与成分が表示された分量に比べて不足していることが判明し、消費者庁がトクホの許可を初めて取り消したことを受けた措置である。

これから、トクホのメーカーなどは、トクホの関与成分量の検査結果を消費者庁に報告することになるが、検査の結果、関与成分の実際の含有量が表示されている分量に不足していることが判明することも可能性としてはありうる。本稿は、そのような場合、景表法(正式名称は「不当景品類及び不当表示防止法」)の平成 26 年改正で新たに設けられた課徴金制度との関係でどのような法的問題が生じるかについて取り上げるものである。

2. 平成 26 年改正景表法

ところで、景表法は、平成 26 年に二度改正され、新たに課徴金制度を設けた平成 26 年 11 月改正も平成 28 年 4 月 1 日から全面施行されている。この課徴金制度においては、原則として景表法の表示違反があった場合には、事業者に対して不当表示に係る商品・役務について不当表示を行っていた期間(最長 3 年間)の売上の 3%が課徴金として課されることになる。課徴金の金額の決定において行政の裁量の余地はない。また、利益が出ているか否かも問わない。売上の 3%という金額は多額の金額になる可能性がある。したがって、もし課徴金が課されることになれば、会社にとって、レピュテーション低下による顧客離れ、売上

¹ <http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1565.pdf>

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

減などによるダメージだけでなく、財務的にも大きな負担が生じるおそれがある。

なお、本稿では、トクホの許可取り消しを題材としたが、景表法は、消費者に販売するすべての商品・役務について適用されるので、景表法の課徴金制度に対しては、商品・役務の表示を行う事業者すべてについて問題になりうる。食品表示との関連では、機能性表示食品についても、トクホと類似した問題が生じる可能性を内包している。

3. トクホの許可取り消しと景表法

トクホとは、食生活において特定の保健の目的で摂取する者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品であり、健康増進法第 26 条第 1 項の許可または第 29 条第 1 項の承認を受ける必要がある。トクホの容器包装には、関与成分を含む栄養成分の量などの表示をすることが求められている。

そのため、トクホとして販売した商品について、表示している保健の用途に係る関与成分の量より実際の量が不足していた場合には、一般消費者に対して、実際の商品よりも優良であると誤認させる表示をしていたことになるので、「優良誤認」(同法 4 条 1 項)として景表法に違反するおそれがある。もっとも、景表法の優良誤認においては、「著しく優良であると示す表示」が規制されているため、たとえば、関与成分の量がわずかに足りないような場合には、「著しく」の要件を満たさず、優良誤認に該当しない可能性はある。

4. 課徴金制度

平成 26 年改正景表法においては、優良誤認または有利誤認とされる行為に対しては、課徴金が課されることになる。この課徴金を課す主体は、消費者庁であるが、課徴金の前提となる措置命令を課す権限は消費者庁だけではなく、各都道府県知事も有している。

景表法の課徴金制度の主要なポイントは次のとおりである。①故意・過失が対象となる、②課徴金の金額は売上額の 3%と固定されている、③課徴金の対象となる売上の期間は原則として最大 3 年である、④自主申告制度(リニエンシー制度)がある、⑤消費者に対する返金にとまなう課徴金減額制度がある。⑥課徴金納付命令を出すか否かについて当局の裁量がない。以下、個別に解説するが、紙幅の関係から概要のみを示すものであることをご容赦頂きたい。

(1) 故意・過失

景表法に基づく措置命令は、故意・過失の有無にかかわらず、表示に違反がある場合には発令可能である。しかし、課徴金については、事業者が課徴金対象行為をした期間の間に故意・過失がある場合にのみ課される(景表法 8 条 1 項但書)。したがって、事業者が十分注意を払って製造したトクホ商品について、偶発的な理由で栄養分量が不足した場合には、故意・過失がないものとして課徴金は課されない。この故意・過失の有無については、正常な商慣習に照らして必要とされる注意をしていたか否かにより個別事案ごとに判断されるものとされている。

ここで注目すべきなのは、会社が、景表法 26 条が求める「表示管理上の措置」を取っている場合には、故意・過失がないと考えられていることである。「表示管理上の措置」は、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」(平成 26 年 11 月 14 日内閣府告示 276 号)により具体的に記載されている。

(2) 売上額の 3%

課徴金の金額は売上額の 3%と固定されており、当局の裁量による増減はない。売上額の計算方法については紙幅の関係で省略するが、値引きや返品などによる減額やリベートの金額は控除される。

(3) 課徴金対象期間

課徴金の計算の基礎となる売上の期間は、平成 26 年 11 月改正景表法の課徴金部分が施行された平成 28 年 4 月 1 日以降が対象となる。したがって、それ以前に優良誤認表示や有利誤認表示があったとしてもその部分はカウントされない。課徴金対象期間の終期であるが、商品・役務の販売・提供が継続している場合には、課徴金対象となる表示をやめたときから、①6 か月経過するとき、②一般消費者に対する誤認解消措置を取ったときのいずれか早い時点までとされている。商品・役務の販売・提供が中止されれば、中止された時までである。

(4) 自主申告制度

事業者が、当局による調査の開始前に自主申告した場合には、課徴金金額は 2 分の 1 に減額される。なお、この調査には任意の調査も含まれる。

トクホの栄養成分量を検査した結果、表示している栄養成分量より著しく不足している場合には、当局による調査が開始する前であれば、自主申告制度を利用することも考えられる。もっとも、自主申告制度の利用は自分の罪を自白することになるので、実務上、様々な難しい問題が生じる。

(5) 消費者に対する返金による減額制度

景表法の課徴金制度の特徴として、消費者に対する返金を行った場合には返金した金額について課徴金の減額がされるというものがある。もっとも、この減額制度を利用するためには、事業者が、その返金措置について計画を作成し、その計画について消費者庁の認定を受けておく必要がある。返金計画については一定の要件を満たす必要があり、①レシートなどで購入したことがわかる者に返金すること、②申し出があった者に限って返金すること(購入者の自由意思を尊重)、③返金額は購入額の 3%以上であること、④返金は金銭で行うこと(ポイントで返金することは認められない)、⑤返金が円滑かつ確実に実施されることが見込まれること、⑥返金対象者が不当に差別的でないこと、⑦返金期間が一定期間内に終了するものであることという要件を満たす必要がある(景表法 10 条)。なお、返金措置については実施期間終了後 1 週間以内に消費者庁長官に報告しなければならない(景表法 11 条 1 項)。

(6) 弁明の機会・不服申立

当局の課徴金処分に対しては、処分の前に、弁明の機会が付与されている(景表法 13~16 条)。不服がある場合には、行政不服審査法に基づく消費者庁長官に対する審査請求または行政事件訴訟法に基づく処分取消訴訟によって争うことができる。

5. 経営陣の責任

会社に対して課徴金が課せられた場合、会社の取締役・監査役は、善管注意義務を果たしていなかったものとして、善管注意義務違反に基づく損害賠償責任を負う可能性があり、その責任を問う株主代表訴訟が提起されるおそれがある。特に、適切な表示管理上の措置を取っていない場合には、善管注意義務違反が認められるリスクは高まる。また、自主申告制度を利用しなかったことについても、その善管注意義務違反が問う株主代表訴訟が提起されるおそれがある点に留意する必要がある。

6. まとめ

以上から、トクホとして販売していた商品について、表示している関与成分の量より実際の量が不足していた場合には、景表法の観点からは、優良誤認表示の該当性の有無、特に「著しく」の要件を満たすか否かを検討する必要がある。優良誤認表示に該当する可能性があるのであれば、速やかに優良誤認表示の中止、商品・役務の販売・販売の中止、誤認解消措置の実施を検討すべきである。

また、課徴金との関係でいえば、故意・過失の有無の検討、自主申告制度の利用、消費者に対する返金による課徴金の減額制度の利用について検討すべきである。

なお、現時点でこのような問題を抱えていない会社であっても、ビジネスにおいて商品・サービスの表示が伴うことが通常であるから、将来、景表法違反が発生する可能性が全くないとは言えない。そこで、万が一の場合に備えて、課徴金リスクを避けるために表示管理上の措置を再点検しておくことが有益であろう。



ふくおか しんのすけ
福岡 真之介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

s_fukuoka@jurists.co.jp

弁護士(1998年登録)、ニューヨーク州弁護士(2007年登録)。食品会社を含む企業のコンプライアンス、一般企業法務に関するアドバイスなどを幅広く手掛ける。



くわがた なおくに
桑形 直邦

西村あさひ法律事務所 弁護士

n_kuwagata@jurists.co.jp

弁護士(2004年登録)、ニューヨーク州弁護士(2012年登録)。食品に関する表示、食品・医薬品医療機器関連のコンプライアンスに関するアドバイス、調査対応などに広く携わる。



もりた たえこ
森田 多恵子

西村あさひ法律事務所 弁護士

t_morita@jurists.co.jp

弁護士(2004年登録)、ニューヨーク州弁護士(2011年登録)、会社法・金商法を中心とする一般企業法務、M&A、コンプライアンス、消費者法制などを取り扱っている。株主総会、コーポレートガバナンスに関する業務に幅広く関与。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2016